

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-54363

(P2019-54363A)

(43) 公開日 平成31年4月4日(2019.4.4)

(51) Int.Cl.

H04L 9/08 (2006.01)

F 1

H 0 4 L 9/00

6 0 1 A

テーマコード(参考)

5 J 1 O 4

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 22 頁)

(21) 出願番号

特願2017-176534 (P2017-176534)

(22) 出願日

平成29年9月14日 (2017. 9. 14)

(71) 出願人 000233491

株式会社日立システムズ

東京都品川区大崎一丁目2番1号

110000198

特許業務法人湘洋内外特許事務所

壇内 将之

東京都品川区大崎1-2-1 株式会社日立システムズ内

石井 健一

東京都品川区大崎1-2-1 株式会社日立システムズ内

近野 雅樹

東京都品川区大崎1-2-1 株式会社日立システムズ内

(54) 【発明の名称】 サーバー装置、秘密分散管理システムおよび秘密分散管理装置

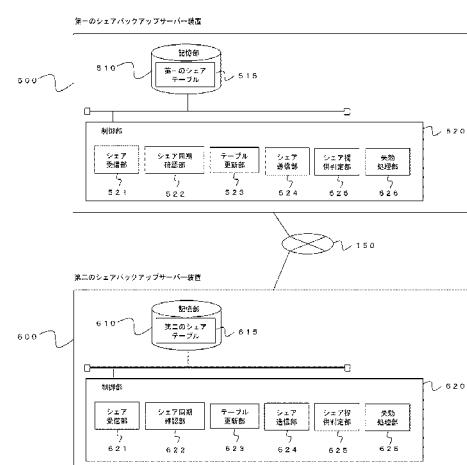
(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 (k, n) 閾値法による秘密分散管理において、n 個の分散鍵の記憶媒体を携行できない場合であっても、正当な利用者であれば秘密情報を安全に利用できる技術を提供する。

【解決手段】 サーバー装置であって、記憶部と、シェア受信部と、テーブル更新部と、シェア送信部と、を備える。シェア受信部は、ネットワークを介して接続される秘密分散法により秘密分散管理を行う秘密分散管理装置から送信された秘密分散情報およびそのバージョンを特定する情報を受信する。テーブル更新部は、秘密分散情報およびバージョンを特定する情報を関連付けて記憶部に格納する。シェア送信部は、記憶部から秘密分散情報のうちバージョンが新しい情報と関連付けられた秘密分散情報を秘密分散管理装置へ送信する。

【選択図】 図 2

図2



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

記憶部と、シェア受信部と、テーブル更新部と、シェア送信部と、を備え、  
前記シェア受信部は、ネットワークを介して接続される秘密分散法により秘密分散管理  
を行う秘密分散管理装置から送信された秘密分散情報およびそのバージョンを特定する情  
報を受信し、

前記テーブル更新部は、前記秘密分散情報および前記バージョンを特定する情報を関連  
付けて前記記憶部に格納し、

前記シェア送信部は、前記記憶部から前記秘密分散情報のうち前記バージョンが新しい  
情報と関連付けられた前記秘密分散情報を前記秘密分散管理装置へ送信する、

ことを特徴とするサーバー装置。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載のサーバー装置であって、

前記テーブル更新部は、前記秘密分散情報の有効性を示す情報を前記秘密分散情報ごと  
に対応付けて格納し、

前記シェア送信部が前記秘密分散情報を前記秘密分散管理装置へ送信する際に、前記秘  
密分散情報の有効性を示す情報に応じて送信するか否かを判定するシェア提供判定部と、  
を備えることを特徴とするサーバー装置。

**【請求項 3】**

請求項 2 に記載のサーバー装置であって、

前記シェア提供判定部は、前記シェア送信部が前記秘密分散情報を前記秘密分散管理裝  
置へ送信する際に、前記秘密分散情報が有効でない場合であって所定の特権ユーザーから  
の要求である場合には、前記秘密分散情報を送信する、

ことを特徴とするサーバー装置。

**【請求項 4】**

サーバー装置と、該サーバー装置とネットワークを介して接続される秘密分散管理装置  
と、を含む秘密分散管理システムであって、

前記サーバー装置は、

記憶部と、シェア受信部と、テーブル更新部と、シェア送信部と、を備え、

前記シェア受信部は、前記秘密分散管理装置から送信されたシェアおよびそのバージョ  
ンを特定する情報を受信し、

前記テーブル更新部は、前記シェアおよび前記バージョンを特定する情報を関連付けて  
前記記憶部に格納し、

前記シェア送信部は、前記記憶部から前記シェアのうち前記バージョンが新しい情報と  
関連付けられた情報を前記秘密分散管理装置へ送信し、

前記秘密分散管理装置は、

秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割しバージョンを特定する情報  
を生成し前記シェア各々を異なる管理単位の記憶領域に格納させるシェア生成部と、

ネットワークを介して接続される前記サーバー装置へ前記シェアの複製を各々送信する  
シェア送信部と、

前記記憶領域または前記サーバー装置から各々が格納するシェアを取得するシェア収集  
部と、

前記シェア収集部が取得したシェアを用いて前記データセットを復号する処理を行うシ  
ェア結合部と、

を備えることを特徴とする秘密分散管理システム。

**【請求項 5】**

請求項 4 に記載の秘密分散管理システムであって、

前記サーバー装置では、

前記テーブル更新部は、前記シェアの有効性を示す情報を前記シェアごとに対応付けて  
格納し、

10

20

30

40

50

前記シェア送信部が前記シェアを前記秘密分散管理装置へ送信する際に、前記シェアの有効性を示す情報に応じて送信するか否かを判定するシェア提供判定部、  
を備えることを特徴とする秘密分散管理システム。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の秘密分散管理システムであって、  
前記サーバー装置では、  
前記シェア提供判定部は、前記シェア送信部が前記シェアを前記秘密分散管理装置へ送信する際に、前記シェアが有効でない場合であって所定の特権ユーザーからの要求である場合には、前記シェアを送信する、  
ことを特徴とする秘密分散管理システム。

10

【請求項 7】

秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割し、前記シェア各々を異なる管理単位の記憶領域に格納させるシェア生成部と、  
ネットワークを介して接続される所定の複数のバックアップサーバーへ前記シェアの複製を各々送信するシェア送信部と、  
前記記憶領域または前記バックアップサーバーから各々が格納するシェアを取得するシェア収集部と、  
前記シェア収集部が取得したシェアを用いて前記データセットを復号する処理を行うシェア結合部と、  
を備える秘密分散管理装置。

20

【請求項 8】

請求項 7 に記載の秘密分散管理装置であって、  
利用者の生体情報を取得する生体情報取得部と、  
前記生体情報を用いた生体認証を行う生体情報照合部と、を備え、  
前記シェア結合部は、前記生体情報照合部による認証に成功すると、前記データセットの復号を行う、  
ことを特徴とする秘密分散管理装置。

【請求項 9】

請求項 7 に記載の秘密分散管理装置であって、  
前記シェア生成部は、前記記憶領域の一つとして、接続される所定のスマートフォンの記憶装置を用いる、  
ことを特徴とする秘密分散管理装置。

30

【請求項 10】

請求項 7 に記載の秘密分散管理装置であって、  
前記シェア生成部は、前記シェアごとにバージョン情報を付与し、  
前記シェア結合部は、前記バージョン情報を用いてバージョンが整合するシェアを特定して前記データセットを復号する、  
ことを特徴とする秘密分散管理装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、サーバー装置、秘密分散管理システムおよび秘密分散管理装置に関するものである。

【背景技術】

【0002】

様々な情報システムにおいて、秘密情報の保護が求められているが、秘密情報の管理を厳重に行うと利用時に煩わしく、また利用に必要な情報の紛失や忘却により秘密情報へのアクセス手段が失われることが多い。例えば、(k, n) 亂数法 (k は自然数、n は k より大きい自然数) に基づき生成された n 個の分散鍵 (シェア) を活用することで、(n - k) 個の分散鍵までのシェアを紛失しても復元できるが、利用者は n 個の分散鍵の記憶媒

40

50

体を携行しなければならず、利便性が高いとはいえない。

【0003】

特許文献1には、個人情報の利用を、自装置を保持する特定の利用者に限定する個人情報管理装置であって、暗号化された個人情報を記憶している情報記憶手段と、暗号化された個人情報の復号に用いられる復号鍵を用いて( $k, n$ )閾値秘密分散法に基づき生成された $n$ 個の分散鍵のうち、1の分散鍵を記憶している分散鍵記憶手段と、無線電波の到達距離が所定距離に制限されており、無線通信を行って、利用者の( $n - 1$ )個の着用物品それぞれに重複なく付着された、1の分散鍵以外の( $n - 1$ )個の分散鍵のいずれかを重複なく記憶している( $n - 1$ )個の分散鍵記憶装置のそれぞれとリンクが確立できるか否かを確認するリンク確認手段と、( $k - 1$ )個以上の分散鍵記憶装置とリンクが確立できている場合に、リンクが確立できている( $k - 1$ )個の分散鍵記憶装置それぞれから分散鍵を取得する取得手段と、自装置が有する1の分散鍵と、( $k - 1$ )個の分散鍵とから、( $k, n$ )閾値秘密分散法に基づき復号鍵を復元し、( $k - 1$ )個の分散鍵記憶装置とリンクが確立できている間のみ復号鍵を保持する復号鍵生成手段と、保持されている復号鍵を用いて、暗号化された個人情報を復号して保持し、( $k - 1$ )個の分散鍵記憶装置とリンクが確立できなくなった場合には復号した個人情報を破棄する復号手段とを備える個人情報管理装置について記載されている。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

20

【特許文献1】特許第4771942号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記技術は、( $n - k$ )個までの分散鍵(シェア)を紛失しても復元できるが、( $n - k$ )個を越えるシェアの紛失があった場合には、情報を復元することができない。

【0006】

本発明の目的は、( $k, n$ )閾値法による秘密分散管理において、( $n - k$ )個を越えるシェアの紛失があった場合に、正当な利用者であれば秘密情報を安全に利用できる技術を提供することにある。

30

【課題を解決するための手段】

【0007】

本願は、上記課題の少なくとも一部を解決する手段を複数含んでいるが、その例を挙げるならば、以下のとおりである。本発明の一態様に係るサーバー装置は、記憶部と、シェア受信部と、テーブル更新部と、シェア送信部と、を備え、上記シェア受信部は、ネットワークを介して接続される秘密分散法により秘密分散管理を行う秘密分散管理装置から送信された秘密分散情報およびそのバージョンを特定する情報を受信し、上記テーブル更新部は、上記秘密分散情報および上記バージョンを特定する情報を関連付けて上記記憶部に格納し、上記シェア送信部は、上記記憶部から上記秘密分散情報のうち上記バージョンが新しい情報と関連付けられた上記秘密分散情報を上記秘密分散管理装置へ送信する、ことを特徴とする。

40

【0008】

また、上記のサーバー装置であって、上記テーブル更新部は、上記秘密分散情報の有効性を示す情報を上記秘密分散情報ごとに対応付けて格納し、上記シェア送信部が上記秘密分散情報を上記秘密分散管理装置へ送信する際に、上記秘密分散情報の有効性を示す情報を応じて送信するか否かを判定するシェア提供判定部と、を備えることを特徴とするものであってもよい。

【0009】

また、上記のサーバー装置であって、上記シェア提供判定部は、上記シェア送信部が上記秘密分散情報を上記秘密分散管理装置へ送信する際に、上記秘密分散情報が有効でない

50

場合であって所定の特権ユーザーからの要求である場合には、上記秘密分散情報を送信する、ことを特徴とするものであってもよい。

【0010】

また、本発明の別の態様にかかる秘密分散管理システムは、サーバー装置と、該サーバー装置とネットワークを介して接続される秘密分散管理装置と、を含む秘密分散管理システムであって、上記サーバー装置は、記憶部と、シェア受信部と、テーブル更新部と、シェア送信部と、を備え、上記シェア受信部は、上記秘密分散管理装置から送信されたシェアおよびそのバージョンを特定する情報を受信し、上記テーブル更新部は、上記シェアおよび上記バージョンを特定する情報を関連付けて上記記憶部に格納し、上記シェア送信部は、上記記憶部から上記シェアのうち上記バージョンが新しい情報と関連付けられた情報を上記秘密分散管理装置へ送信し、上記秘密分散管理装置は、秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割しバージョンを特定する情報を生成し、上記シェア各々を異なる管理単位の記憶領域に格納させるシェア生成部と、ネットワークを介して接続される上記サーバー装置へ上記シェアの複製を各々送信するシェア送信部と、上記記憶領域または上記サーバー装置から各々が格納するシェアを取得するシェア収集部と、上記シェア収集部が取得したシェアを用いて上記データセットを復号する処理を行うシェア結合部と、を備えることを特徴とする。

10

【0011】

また、上記の秘密分散管理システムであって、上記サーバー装置では、上記テーブル更新部は、上記秘密分散情報の有効性を示す情報を上記秘密分散情報ごとに応じて送信するか否かを判定するシェア提供判定部、を備えることを特徴とするものであってもよい。

20

【0012】

また、上記の秘密分散管理システムであって、上記サーバー装置では、上記シェア提供判定部は、上記シェア送信部が上記秘密分散情報を上記秘密分散管理装置へ送信する際に、上記秘密分散情報が有効でない場合であって所定の特権ユーザーからの要求である場合には、上記秘密分散情報を送信する、ことを特徴とするものであってもよい。

【0013】

また、本発明の別の態様にかかる秘密分散管理装置は、秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割し、上記シェア各々を異なる管理単位の記憶領域に格納させるシェア生成部と、ネットワークを介して接続される所定の複数のバックアップサーバーへ上記シェアの複製を各々送信するシェア送信部と、上記記憶領域または上記バックアップサーバーから各々が格納するシェアを取得するシェア収集部と、上記シェア収集部が取得したシェアを用いて上記データセットを復号する処理を行うシェア結合部と、を備えることを特徴とする。

30

【0014】

また、上記の秘密分散管理装置であって、利用者の生体情報を取得する生体情報取得部と、上記生体情報を用いた生体認証を行う生体照合部と、を備え、上記シェア結合部は、上記生体照合部による認証に成功すると、上記データセットの復号を行う、ことを特徴とするものであってもよい。

40

【0015】

また、上記の秘密分散管理装置であって、上記シェア生成部は、上記記憶領域の一つとして、接続される所定のスマートフォンの記憶装置を用いる、ことを特徴とするものであってもよい。

【0016】

また、上記の秘密分散管理装置であって、上記シェア生成部は、上記シェアごとにバージョン情報を付与し、上記シェア結合部は、上記バージョン情報を用いてバージョンが整合するシェアを特定して上記データセットを復号する、ことを特徴とするものであってもよい。

50

**【発明の効果】****【0017】**

本発明によると、(k, n)閾値法による秘密分散管理において、(n - k)個を越えるシェアの紛失があった場合に、正当な利用者であれば秘密情報を安全に利用できる。

**【0018】**

上記した以外の課題、構成および効果は、以下の実施形態の説明により明らかにされる。

**【図面の簡単な説明】****【0019】**

【図1】実施形態に係る秘密分散管理システムのブロック図である。 10

【図2】シェアバックアップサーバー装置のブロック図である。

【図3】第一のシェアテーブルに格納されるデータ構造を示す図である。

【図4】第二のシェアテーブルに格納されるデータ構造を示す図である。

【図5】秘密分散管理装置のハードウェア構成例を示す図である。

【図6】生体情報読取装置のハードウェア構成例を示す図である。

【図7】シェアバックアップサーバー装置のハードウェア構成例を示す図である。

【図8】シェア生成処理のフローの例を示す図である。

【図9】シェアテーブル更新処理のフローの例を示す図である。

【図10】データセット復元処理のフローの例を示す図である。

**【発明を実施するための形態】****【0020】**

以下に、本発明の一態様に係る実施形態を適用した秘密分散管理システムを採用する業務システム1について、図面を参照して説明する。以下の実施の形態においては便宜上その必要があるときは、複数のセクションまたは実施の形態に分割して説明するが、特に明示した場合を除き、それらはお互いに無関係なものではなく、一方は他方の一部または全部の変形例、詳細、補足説明等の関係にある。

**【0021】**

また、以下の実施の形態において、要素の数等(個数、数値、量、範囲等を含む)に言及する場合、特に明示した場合および原理的に明らかに特定の数に限定される場合等を除き、その特定の数に限定されるものではなく、特定の数以上でも以下でもよい。 30

**【0022】**

さらに、以下の実施の形態において、その構成要素(要素ステップ等も含む)は、特に明示した場合および原理的に明らかに必須であると考えられる場合等を除き、必ずしも必須のものではないことは言うまでもない。

**【0023】**

同様に、以下の実施の形態において、構成要素等の形状、位置関係等に言及するときは特に明示した場合および原理的に明らかにそうではないと考えられる場合等を除き、実質的にその形状等に近似または類似するもの等を含むものとする。このことは、上記数値および範囲についても同様である。

**【0024】**

また、実施の形態を説明するための全図において、同一の部材には原則として同一の符号を付し、その繰り返しの説明は省略する。

**【0025】**

図1は、本実施形態に係る秘密分散管理システムを備える業務システム1のブロック図である。業務システム1は、利用者100が利用する秘密分散管理装置200と、秘密分散管理装置200に接続される外部記憶媒体300と、秘密分散管理装置200に接続される生体情報読取装置400と、秘密分散管理装置200とネットワーク150を介して通信可能な第一のシェアバックアップサーバー装置500と、秘密分散管理装置200とネットワーク150を介して通信可能な第二のシェアバックアップサーバー装置600と、第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー

10

20

30

40

50

—装置600とネットワーク150を介して通信可能な特権ユーザー端末700と、を含む。

【0026】

ネットワーク150は、LAN (Local Area Network)、WAN (Wide Area Network)、インターネット、携帯電話網等、あるいはこれらが複合した通信網である。なお、ネットワーク150は、携帯電話通信網等の無線通信網上のVPN (Virtual Private Network)等であってもよい。

【0027】

業務システム1では、利用者が秘密分散管理装置200を用いて入出力操作を行い、作成されたファイル等を含むデータセット（記憶部220の利用者が使用する記憶領域全体のデータであってもよいし、ファイル単位であってもよい）が秘密分散管理装置200の記憶部220および外部記憶媒体300に分散されたシェア（秘密情報の断片）の状態で格納される。また、秘密分散管理装置200の記憶部220および外部記憶媒体300に分散されたシェアは、第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー装置600に、それぞれ格納される。

10

【0028】

秘密分散管理装置200は、シェアからデータセットを復元させる場合には、外部記憶媒体300と、記憶部220とに格納されたシェアを利用して復号処理を行う。なお、その際、たとえば外部記憶媒体300を紛失、あるいは利用時に利用者が携帯していない場合には、従来の技術では復号ができず、外部記憶媒体300から第二のシェアを取得することができない。しかし、秘密分散管理装置200は、ネットワーク150を介して第二のシェアバックアップサーバー装置600から第二のシェアを取得することができる。そのため、(k, n)閾値法による秘密分散管理において、n個の分散鍵の記憶媒体を携行できない場合、あるいは(n - k)個を越える分散鍵の紛失時でも、秘密情報を安全に利用できるといえる。

20

【0029】

業務システム1の応用例を挙げると、業務システム1は、顧客情報等の個人情報の取り扱いを伴う業務システム、あるいは営業活動や経営資源にかかる社外秘情報の利用を伴う業務システム等がある。

30

【0030】

その際には、利用者は、秘密分散管理装置200を操作して、業務内容に応じて秘密を要する情報が含まれる文書ファイルや会計関連の情報が含まれる表計算ファイル（これらは、データセットであるといえる）を作成し、保存する。秘密分散管理装置200は、このような文書ファイルや表計算ファイル等を含む秘密情報の保存処理において、秘密分散法を用いたシェアを複数作成して、秘密分散管理装置200の記憶部220と、外部記憶媒体300の記憶部310と、に分散させて管理する。なお、シェアのバックアップを、ネットワーク150を介して接続される第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー装置600に保存することで、外部記憶媒体300あるいは秘密分散管理装置200の紛失時に復旧することができる。

40

【0031】

また、利用者は、秘密分散管理装置200を操作して、上記のように分散管理の対象となる文書ファイルや表計算ファイルにアクセスする際には、秘密分散管理装置200は、分散管理された同じバージョンのシェアを集めて復号し、データセットを復元させることができる。

【0032】

なお、そのようなデータセットの復元処理においては、その途中で生体情報を照合して利用者の生体認証を行うこともできる。秘密分散管理装置200は、生体認証により正当な利用者であること、あるいは特権ユーザーによるログインが確認された場合に復元処理を完了させる。

50

【0033】

その他には、秘密分散管理システムを備える業務システム1では、パソコンコンピュータ向け秘密分散ソフト単体での使用と比較して、電子ファイルをネットワークを介してバックアップするため、シェア格納媒体を紛失したり、秘密分散管理装置200がマルウェアに感染したりしても、電子ファイルの復元が可能である点が優れている。また、シェアを紛失しても元の電子ファイルを復元できるシェアの個数に対する、携行するシェアの個数が少なくて済む(例えば、1個までのシェアが漏洩しても元の電子ファイルの漏洩を防ぎ( $k > 1$ )、2個までのシェアを紛失しても元の電子ファイルを復元可能とするためには、(1, 2)閾値法で十分となり、利用者は2個の媒体を携行するだけでよい)。また、複数のサーバー装置にシェアを保存するため、バックアップの通信経路のうち1つを盗聴されても、元の電子ファイルが漏洩しない。そのため、バックアップに用いる通信経路をVPN(Virtual Private Network)等で強固に保護する必要がなくなり、システムの安価な運用が可能となる。また、シェアの結合に失敗した際や、シェアを紛失した際に、自動的にバックアップサーバー装置からシェアをダウンロードする構成にすることで、シームレスに元の電子ファイルを復元することが可能となる。

10

#### 【0034】

外部記憶媒体300は、例えばUSB(Universal Serial Bus)メモリーや、SDカード等の記憶媒体、スマートフォンを含む記憶領域を備える電子装置またはその他の電子記憶媒体である。また、外部記憶媒体300と秘密分散管理装置200との接続は、例えばUSB接続、Bluetooth(登録商標)接続、NFC(Near Field Communication)接続、2.54GHz帯の無線LAN(Local Area Network)等の各種の接続が可能である。

20

#### 【0035】

生体情報読取装置400は、利用者100の生体情報を読み取る装置である。例えば、生体情報読取装置400は、利用者100の指紋、声紋、虹彩、静脈等のいずれかの生体情報を読み取り、秘密分散管理装置200へ受け渡す。また、生体情報読取装置400と秘密分散管理装置200との接続は、例えばUSB接続、Bluetooth(登録商標)接続、NFC(Near Field Communication)接続、2.54GHz帯の無線LAN(Local Area Network)等の各種の接続が可能である。

30

#### 【0036】

第一のシェアバックアップサーバー装置500は、いわゆるサーバー装置等の情報処理装置であり、秘密分散管理装置200、第二のシェアバックアップサーバー装置600および特権ユーザー端末700との接続は、ネットワーク150を介して接続される。第二のシェアバックアップサーバー装置600についても、同様である。

#### 【0037】

特権ユーザー端末700は、いわゆるパソコン等の情報処理装置であり、秘密分散管理装置200、第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー装置600との接続は、ネットワーク150を介して接続される。

#### 【0038】

秘密分散管理装置200は、業務システム1の利用者を認証することができる情報処理装置である。秘密分散管理装置200は、制御部210と、記憶部220と、通信部230と、入力部240と、出力部250と、を備える。制御部210には、シェア生成部211と、シェア結合部212と、シェア送信部213と、シェア収集部214と、生体情報照合部215と、が含まれる。

40

#### 【0039】

シェア生成部211は、秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割する。具体的には、シェア生成部211は、記憶部220の所定の記憶領域(データセット)について、( $k, n$ )閾値法によりシェア(秘密分散情報)を生成する。その際、シェア生成部211は、シェアごとにバージョン情報を付与する。また、シェア生成部211は、生成したシェアにバージョン情報を対応付けて、シェアごとに異なる管理単位の記憶領

50

域（例えば、相互に動作に影響を与えない秘密分散管理装置200の記憶部220と、外部記憶媒体300の記憶部310と）に格納させる。

【0040】

シェア結合部212は、シェア収集部214が取得したシェアを用いてデータセットを復号する処理を行う。具体的には、シェア結合部212は、シェア収集部214が取得したシェアのバージョンが整合するものを組み合わせて、復号処理を行い、データセットの復元を行う。また、そのデータセットを記憶部220あるいはメモリの所定の領域に仮想領域として展開する。

【0041】

シェア送信部213は、ネットワーク150を介して接続される第一のシェアバックアップサーバー装置500およびネットワーク150を介して接続される第二のシェアバックアップサーバー装置600へシェアの複製を各々送信する。具体的には、シェア送信部213は、第一のシェアバックアップサーバー装置500に第一のシェアを送信し、第二のシェアバックアップサーバー装置600に第二のシェアを送信する。これらのシェアとシェアの送信先のシェアバックアップサーバー装置とは、あらかじめ対応付けられている。

10

【0042】

シェア収集部214は、秘密分散管理装置200の記憶部220および外部記憶媒体300の記憶部310、またはシェアバックアップサーバー装置から、各々が格納するシェアを取得する。

20

【0043】

生体情報照合部215は、秘密分散されたデータセットの復元時に、所定の生体認証処理を行い、正当な利用者であることの確認および特権ユーザーであるか否かの判定を行う。

30

【0044】

なお、生体情報照合部215は、記憶部220の生体情報テンプレート221にあらかじめ格納されている利用者の生体情報と、認証の要求時に受け渡された利用者100の生体情報と、を用いて所定のアルゴリズムで生体情報のマッチングを行い、所定以上の一致度を有する場合には認証成功と判定し、そうでない場合には認証失敗と判定する。ただし、生体認証の処理はこれに限られるものではない。

30

【0045】

記憶部220には、生体情報テンプレート221と、第一のシェア222と、が格納される。生体情報テンプレート221は、生体情報照合部215による生体情報の照合による利用者の特定、特権ユーザーであるか否かの判定に用いられる情報である。第一のシェア222には、記憶部220あるいはメモリに展開されたデータセットから生成したシェアのうち一部の断片が格納される。

40

【0046】

通信部230は、ネットワーク150を介して他の装置である第一のシェアバックアップサーバー装置500、第二のシェアバックアップサーバー装置600および特権ユーザ－端末700との通信を行う。

40

【0047】

入力部240は、秘密分散管理装置200への利用者100からの入力を受け付ける。例えば、入力部240は、タイピングやタッチ、フリック入力等の各種の接触入力、あるいは音声入力、または視線入力等の各種の入力を受け付ける。

【0048】

出力部250は、秘密分散管理装置200からの利用者100への出力をを行う。出力される情報は、画面や帳票等の各種出力情報である。

【0049】

外部記憶媒体300は、記憶部310を備える。記憶部310には、第二のシェア315が格納される。第二のシェア315には、秘密分散管理装置200の記憶部220ある

50

いはメモリに展開されたデータセットから生成したシェアのうち一部の断片が格納される。

【0050】

生体情報読取装置400は、生体情報取得部410を備える。生体情報取得部410は、指示を受けると、所定の生体情報の読み取りを行い、秘密分散管理装置200へ読み取った生体情報を受け渡す。

【0051】

図2は、シェアバックアップサーバー装置のブロック図である。本実施形態においては、シェアバックアップサーバー装置としては、第一のシェアバックアップサーバー装置500と、第二のシェアバックアップサーバー装置600と、が備えられるが、これに限られるものではなく、少なくとも独立した2つ以上のシェアバックアップサーバー装置が備えられていればよい。

10

【0052】

第一のシェアバックアップサーバー装置500には、記憶部510と、制御部520と、が含まれる。記憶部510には、第一のシェアテーブル515が含まれる。制御部520には、シェア受信部521と、シェア同期確認部522と、テーブル更新部523と、シェア送信部524と、シェア提供判定部525と、失効処理部526と、が含まれる。

【0053】

図3は、第一のシェアテーブルに格納されるデータ構造を示す図である。第一のシェアテーブル515には、複数の秘密分散管理装置200のシェアが、秘密分散管理装置200およびバージョンごとに格納される。第一のシェアテーブル515には、端末ID515Aと、失効515Bと、シェアのバージョン515Cと、更新日時515Dと、シェアバイナリデータ515Eと、が対応付けて格納される。端末ID515Aは、秘密分散管理装置200を特定する情報である。失効515Bは、端末が失効している、すなわち端末DID515Aで特定される秘密分散管理装置200からのアクセスが禁止されているか否かを特定する情報である。シェアのバージョン515Cは、シェアのバージョンを特定する情報である。更新日時515Dは、シェアが格納された日時を特定する情報である。シェアバイナリデータ515Eは、シェアのバイナリデータである。

20

【0054】

シェア受信部521は、秘密分散管理装置200からシェアを受信する。シェア同期確認部522は、受信したシェアが、他のシェアバックアップサーバー装置と同期されているか否か確認する。具体的には、シェア同期確認部522は、テーブル更新部523により第一のシェアテーブル515の更新がなされると、他のシェアバックアップサーバー装置へ端末IDとバージョン情報を送信し、一致することを確認する。一致しない場合には、シェア同期確認部522は、テーブル更新部523に更新を取り消しさせる。あるいは、シェア同期確認部522は、他のシェアバックアップサーバー装置から端末IDとバージョン情報が送信されると、受信したシェアの端末IDとバージョン情報に一致することを確認する。一致しない場合には、他のシェアバックアップサーバー装置へその旨を通知する。

30

【0055】

テーブル更新部523は、シェア受信部521が受信したシェアを用いて、第一のシェアテーブル515を更新する。なお、バージョン管理を行うほうが望ましいため、テーブル更新部523は、レコード追加により第一のシェアテーブル515を更新するが、これに限られるものではなく、以前のバージョンのシェアを削除して新たなシェアを格納するようにしてよい。

40

【0056】

シェア送信部524は、第一のシェアテーブル515に格納されたシェアのうち、端末IDで識別される秘密分散管理装置200ごとに最新のバージョンあるいは指定されたバージョンのシェアを読み出し、当該秘密分散管理装置200へ送信する。

【0057】

50

シェア提供判定部 525 は、シェア送信部 524 がシェアを送信する際に、シェアの有効性を示す情報に応じて送信するか否かを判定する。シェアの有効性を示す情報は、失効 515B、アクセスした端末 ID およびユーザー ID により特定される。シェア提供判定部 525 は、いずれかのバージョンのシェアについて、失効 515B が「1」に設定されている秘密分散管理装置 200 からのシェアの要求に対しては、シェアを送信しない。ただし、特権ユーザー端末 700 を用いて特権ユーザーが要求している場合には、この限りではなく、特権ユーザー端末 700 へ最新のシェアを送信する。

【0058】

失効処理部 526 は、秘密分散管理装置 200 あるいは外部記憶媒体 300 の紛失時等、シェアを転得者（第三者）から取得されるのを防ぐ処理を行う。具体的には、失効処理部 526 は、特権ユーザー端末 700 からの特権ユーザーによるアクセスに応じて、失効させるべき端末 ID を受け付けて、当該端末 ID のすべてのバージョンのシェアについて、第一のシェアテーブル 515 の失効 515B と、第二のシェアテーブル 615 の失効 615B とに、有効でないことを意味する「1」を設定する。逆に、紛失が解消した場合には、失効処理部 526 は、特権ユーザー端末 700 からの特権ユーザーによるアクセスに応じて、有効にすべき端末 ID を受け付けて、第二のシェアバックアップサーバー装置 600 から最新バージョンのシェアを取得してデータセットを復元する。そして、失効処理部 526 は、シェア生成部 211 と同様の秘密分散法を利用してデータセットを複数のシェアに分割する。その際、失効処理部 526 は、古いバージョンとシェアを一致させないために、乱数等を用いて異なるシェアを生成する。また、失効処理部 526 は、シェアを各シェアバックアップサーバー装置へ失効していない情報として格納させる。そして、失効処理部 526 は、特権ユーザー端末 700 へすべてのシェアを受け渡す。

10

20

20

【0059】

第二のシェアバックアップサーバー装置 600 には、記憶部 610 と、制御部 620 と、が含まれる。記憶部 610 には、第二のシェアテーブル 615 が含まれる。制御部 620 には、シェア受信部 621 と、シェア同期確認部 622 と、テーブル更新部 623 と、シェア送信部 624 と、シェア提供判定部 625 と、失効処理部 626 と、が含まれる。

【0060】

図 4 は、第二のシェアテーブルに格納されるデータ構造を示す図である。第二のシェアテーブル 615 には、複数の秘密分散管理装置 200 のシェアが、秘密分散管理装置 200 およびバージョンごとに格納される。第二のシェアテーブル 615 には、端末 ID 615A と、失効 615B と、シェアのバージョン 615C と、更新日時 615D と、シェアバイナリデータ 615E と、が対応付けて格納される。端末 ID 615A は、秘密分散管理装置 200 を特定する情報である。失効 615B は、端末が失効している、すなわち端末 ID 615A で特定される秘密分散管理装置 200 からのアクセスが禁止されているか否かを特定する情報である。シェアのバージョン 615C は、シェアのバージョンを特定する情報である。更新日時 615D は、シェアが格納された日時を特定する情報である。シェアバイナリデータ 615E は、シェアのバイナリデータである。

30

【0061】

シェア受信部 621 は、秘密分散管理装置 200 からシェアを受信する。シェア同期確認部 622 は、受信したシェアが、他のシェアバックアップサーバー装置と同期されているか否か確認する。具体的には、シェア同期確認部 622 は、テーブル更新部 623 により第二のシェアテーブル 615 の更新がなされると、他のシェアバックアップサーバー装置へ端末 ID とバージョン情報を送信し、一致することを確認する。一致しない場合には、シェア同期確認部 622 は、テーブル更新部 623 に更新を取り消しさせる。あるいは、シェア同期確認部 622 は、他のシェアバックアップサーバー装置から端末 ID とバージョン情報が送信されると、受信したシェアの端末 ID とバージョン情報に一致することを確認する。一致しない場合には、他のシェアバックアップサーバー装置へその旨を通知する。

40

【0062】

50

テーブル更新部 6 2 3 は、シェア受信部 6 2 1 が受信したシェアを用いて、第二のシェアテーブル 6 1 5 を更新する。なお、バージョン管理を行うほうが望ましいため、テーブル更新部 6 2 3 は、レコード追加により第二のシェアテーブル 6 1 5 を更新するが、これに限られるものではなく、以前のバージョンのシェアを削除して新たなシェアを格納するようにしてもよい。

【 0 0 6 3 】

シェア送信部 6 2 4 は、第二のシェアテーブル 6 1 5 に格納されたシェアのうち、端末 ID で識別される秘密分散管理装置 2 0 0 ごとに最新のバージョンあるいは指定されたバージョンのシェアを読み出し、当該秘密分散管理装置 2 0 0 へ送信する。

【 0 0 6 4 】

シェア提供判定部 6 2 5 は、シェア送信部 6 2 4 がシェアを送信する際に、シェアの有効性を示す情報に応じて送信するか否かを判定する。シェアの有効性を示す情報は、失効 6 1 5 B、アクセスした端末 ID およびユーザー ID により特定される。シェア提供判定部 6 2 5 は、いずれかのバージョンのシェアについて、失効 6 1 5 B が「1」に設定されている秘密分散管理装置 2 0 0 からのシェアの要求に対しては、シェアを送信しない。ただし、特権ユーザー端末 7 0 0 を用いて特権ユーザーが要求している場合には、この限りではなく、特権ユーザー端末 7 0 0 へ最新のシェアを送信する。

【 0 0 6 5 】

失効処理部 6 2 6 は、秘密分散管理装置 2 0 0 あるいは外部記憶媒体 3 0 0 の紛失時等、シェアを転得者（第三者）から取得されるのを防ぐ処理を行う。具体的には、失効処理部 6 2 6 は、特権ユーザー端末 7 0 0 からの特権ユーザーによるアクセスに応じて、失効させるべき端末 ID を受け付けて、当該端末 ID の最新バージョンのシェアについて、第二のシェアテーブル 6 1 5 の失効 6 1 5 B に、有効でないことを意味する「1」を設定する。逆に、紛失が解消した場合には、失効処理部 6 2 6 は、特権ユーザー端末 7 0 0 からの特権ユーザーによるアクセスに応じて、有効にすべき端末 ID を受け付けて、当該端末 ID のすべてのバージョンのシェアについて、第二のシェアテーブル 6 1 5 の失効 6 1 5 B に、有効を意味する「0」を設定する。

【 0 0 6 6 】

図 1 の説明に戻る。特権ユーザー端末 7 0 0 は、シェアの管理を行う特権を有するユーザーが使用する端末である。例えば、秘密分散管理装置 2 0 0 あるいは外部記憶媒体 3 0 0 等のシェアの紛失時に、利用者 1 0 0 から連絡を受けてシェアの利用を制限したり、新たな秘密分散管理装置 2 0 0 の利用を始めた利用者 1 0 0 に対して、直前のバージョンのシェアの取得および提供（データ復旧）を行うための端末である。特権ユーザー端末 7 0 0 は、他の秘密分散管理装置 2 0 0 と同様の構成を備える。

【 0 0 6 7 】

図 5 は、秘密分散管理装置のハードウェア構成例を示す図である。秘密分散管理装置 2 0 0 は、いわゆるパーソナルコンピュータあるいはタブレット端末の筐体により実現されるハードウェア構成を備える。秘密分散管理装置 2 0 0 は、演算装置 2 0 1 と、主記憶装置 2 0 2 と、補助記憶装置 2 0 3 と、通信装置 2 0 4 と、外部記憶媒体接続装置 2 0 5 と、生体情報読取装置接続装置 2 0 6 と、各装置をつなぐバス 2 0 7 と、を備える。また他に、秘密分散管理装置 2 0 0 は、タッチパネルやキーボード、マイク、ディスプレイ等の入出力装置を備える。

【 0 0 6 8 】

演算装置 2 0 1 は、例えば C P U ( C e n t r a l P r o c e s s i n g U n i t ) などの演算装置である。

【 0 0 6 9 】

主記憶装置 2 0 2 は、例えば R A M ( R a n d o m A c c e s s M e m o r y ) などのメモリ装置である。

【 0 0 7 0 】

補助記憶装置 2 0 3 は、デジタル情報を記憶可能な、いわゆるハードディスク ( H a r

10

20

30

40

50

d Disk Drive) や SSD (Solid State Drive) あるいはフラッシュメモリなどの不揮発性記憶装置である。

【0071】

通信装置 204 は、ネットワーク 150 等を介して第一のシェアバックアップサーバー装置 500、第二のシェアバックアップサーバー装置 600、等の他の装置と通信経路を確立し、情報を送受信するネットワークカード等の装置である。

【0072】

外部記憶媒体接続装置 205 は、USB メモリやスマートフォンと接続するための USB インターフェースを備える。生体情報読取装置接続装置 206 は、USB インターフェースを備える。

10

【0073】

なお、入出力装置には、キーボードやマウス、タッチパネル、ディスプレイ、マイク、スピーカー等の各種入出力装置が含まれる。

【0074】

入出力装置と、演算装置 201 と、主記憶装置 202 と、補助記憶装置 203 と、通信装置 204 と、外部記憶媒体接続装置 205 と、生体情報読取装置接続装置 206 とは、バス 207 等の接続導線により互いに接続される。

【0075】

上記した秘密分散管理装置 200 のシェア生成部 211 と、シェア結合部 212 と、シェア送信部 213 と、シェア収集部 214 と、生体情報照合部 215 とは、演算装置 201 に処理を行わせるプログラムによって実現される。このプログラムは、主記憶装置 202、補助記憶装置 203 または図示しない ROM 装置内に記憶され、実行にあたって主記憶装置 202 上にロードされ、演算装置 201 により実行される。

20

【0076】

また、秘密分散管理装置 200 の記憶部 220 は、主記憶装置 202 及び補助記憶装置 203 により実現される。また、秘密分散管理装置 200 の通信部 230 は、通信装置 204 により実現される。入力部 240 および出力部 250 は、入出力装置により実現される。以上が、秘密分散管理装置 200 のハードウェア構成例である。

【0077】

図 6 は、生体情報読取装置のハードウェア構成例を示す図である。生体情報読取装置 400 は、生体情報取得装置 401 と、演算装置 402 と、主記憶装置 403 と、外部接続装置 404 と、各装置をつなぐバス 405 と、を備える。

30

【0078】

生体情報取得装置 401 は、指紋、静脈紋、虹彩、声紋等、生体の情報を取得するためのユニットであり、その取得情報に応じて、赤外線リーダー、カメラ、マイク等各種の入力装置を備える。

【0079】

演算装置 402 は、例えば CPU などの演算装置である。

【0080】

主記憶装置 403 は、例えば RAM などのメモリ装置である。

40

【0081】

外部接続装置 404 は、USB により秘密分散管理装置 200 への接続を行う装置である。

【0082】

上記した生体情報読取装置 400 の生体情報取得部 410 は、演算装置 402 に処理を行わせるプログラムによって実現される。このプログラムは、主記憶装置 403 または図示しない ROM 装置内に記憶され、実行にあたって主記憶装置 403 上にロードされ、演算装置 402 により実行される。以上が、生体情報読取装置 400 のハードウェア構成例である。

【0083】

50

図7は、シェアバックアップサーバー装置のハードウェア構成例を示す図である。第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー装置600は、いわゆるパーソナルコンピュータあるいはタブレット端末の筐体により実現されるハードウェア構成を備える。第一のシェアバックアップサーバー装置500は、演算装置501と、主記憶装置502と、補助記憶装置503と、通信装置504と、各装置をつなぐバス505と、を備える。なお、第二のシェアバックアップサーバー装置600についても、第一のシェアバックアップサーバー装置500と略同様のハードウェア構成を備えるため、説明を省略する。

## 【0084】

演算装置501は、例えばCPUなどの演算装置である。 10

## 【0085】

主記憶装置502は、例えばRAMなどのメモリ装置である。

## 【0086】

補助記憶装置503は、デジタル情報を記憶可能な、いわゆるハードディスクやSSDあるいはフラッシュメモリなどの不揮発性記憶装置である。

## 【0087】

通信装置504は、ネットワーク150等を介して他のシェアバックアップサーバー装置、特権ユーザー端末700、秘密分散管理装置200等の他の装置と通信経路を確立し、情報を送受信するネットワークカード等の装置である。

## 【0088】

演算装置501と、主記憶装置502と、補助記憶装置503と、通信装置504とは、バス505等の接続導線により互いに接続される。 20

## 【0089】

上記した第一のシェアバックアップサーバー装置500のシェア受信部521と、シェア同期確認部522と、テーブル更新部523と、シェア送信部524と、シェア提供判定部525とは、演算装置501に処理を行わせるプログラムによって実現される。このプログラムは、主記憶装置502、補助記憶装置503または図示しないROM装置内に記憶され、実行にあたって主記憶装置502上にロードされ、演算装置501により実行される。

## 【0090】

また、第一のシェアバックアップサーバー装置500の記憶部510は、主記憶装置502及び補助記憶装置503により実現される。また、図示しない通信部は、通信装置504により実現される。以上が、第一のシェアバックアップサーバー装置500のハードウェア構成例である。 30

## 【0091】

秘密分散管理装置200、第一のシェアバックアップサーバー装置500および第二のシェアバックアップサーバー装置600のそれぞれの構成は、処理内容に応じて、さらに多くの構成要素に分類することもできる。また、1つの構成要素がさらに多くの処理を実行するように分類することもできる。

## 【0092】

また、各制御部（シェア生成部211と、シェア結合部212と、シェア送信部213と、シェア収集部214と、生体情報照合部215と、シェア受信部521と、シェア同期確認部522と、テーブル更新部523と、シェア送信部524と、シェア提供判定部525）は、それぞれの機能を実現する専用のハードウェア（ASIC、GPUなど）により構築されてもよい。また、各制御部の処理が一つのハードウェアで実行されてもよいし、複数のハードウェアで実行されてもよい。 40

## 【0093】

次に、本実施形態における業務システム1の動作を説明する。

## 【0094】

図8は、シェア生成処理のフローの例を示す図である。シェア生成処理は、秘密分散管 50

理装置 200 の終了処理、あるいはスタンバイ等の休眠状態への移行時に起動される。

【0095】

まず、シェア生成部 211 は、メモリあるいは記憶部 220 に展開されている仮想領域を対象として、シェアを生成し、所定の記憶部にシェアを保存する（ステップ S200）。具体的には、シェア生成部 211 は、従来技術の所定のアルゴリズムを用いてシェアを生成し、バージョンを自動付番し、バージョン、端末 ID とともに記憶部 220 および外部記憶媒体 300 の記憶部 310 にそれぞれ第一のシェア 222、第二のシェア 315 を格納する。

【0096】

そして、シェア送信部 213 は、第一のシェアと、バージョンと、端末 ID とを第一のシェアバックアップサーバー装置 500 へ送信する（ステップ S210）。また、シェア送信部 213 は、第二のシェアと、バージョンと、端末 ID とを第二のシェアバックアップサーバー装置 600 へ送信する（ステップ S211）

【0097】

第一のシェアバックアップサーバー装置 500 のシェア受信部 521 は、第一のシェアと、バージョンと、端末 ID とを受信する（ステップ S220）。また、第二のシェアバックアップサーバー装置 600 のシェア受信部 621 は、第二のシェアと、バージョンと、端末 ID とを受信する（ステップ S221）。

【0098】

そして、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 のシェア同期確認部 522 は、第二のシェアバックアップサーバー装置 600 へ、同期確認のために、受信した第一のシェアのバージョンと、端末 ID とを送信する（ステップ S230）。

【0099】

そして、第二のシェアバックアップサーバー装置 600 のシェア同期確認部 622 は、受信した第二のシェアのバージョンおよび端末 ID と、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 から受信した第一のシェアのバージョンと端末 ID と、を比較し、一致するか否かを第一のシェアバックアップサーバー装置 500 へ送信する（ステップ S231）。

【0100】

そして、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 のシェア同期確認部 522 は、一致する旨の情報を受信した場合には受信完了（YES）として、一致しない場合（NO）には再送要求を秘密分散管理装置 200 へ送信する（ステップ S240）。再送要求がなされると（ステップ S240 で「NO」の場合）、秘密分散管理装置 200 のシェア送信部 213 は、第一のシェアと第二のシェアを再送するために、制御をステップ S210 へ戻す。

【0101】

受信完了の場合（ステップ S240 にて「YES」の場合）には、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 のテーブル更新部 523 は、第一のシェアテーブル 515 を更新する（ステップ S250）。具体的には、テーブル更新部 523 は、受信した端末 ID を端末 ID 515A に格納し、失効 515B に有効を示す初期値「0」を格納し、受信したバージョンをシェアのバージョン 515C に格納し、処理時点の日時を更新日時 515D に格納し、受信したシェアをシェアバイナリデータ 515E に格納する。

【0102】

また、受信完了の場合（ステップ S240 にて「YES」の場合）には、第二のシェアバックアップサーバー装置 600 のテーブル更新部 623 は、第二のシェアテーブル 615 を更新する（ステップ S251）。具体的には、テーブル更新部 623 は、受信した端末 ID を端末 ID 615A に格納し、失効 615B に有効を示す初期値「0」を格納し、受信したバージョンをシェアのバージョン 615C に格納し、処理時点の日時を更新日時 615D に格納し、受信したシェアをシェアバイナリデータ 615E に格納する。

【0103】

10

20

30

40

50

そして、第一のシェアバックアップサーバー装置500のテーブル更新部523および第二のシェアバックアップサーバー装置600のテーブル更新部623は、更新完了を秘密分散管理装置200へ通知する。

【0104】

秘密分散管理装置200のシェア送信部213は、メモリあるいは記憶部220に展開されている仮想領域を削除することで、シェア生成の元となったデータセットを秘密分散管理装置200上から取り除く(ステップS260)。

【0105】

以上が、シェア生成処理の流れである。シェア生成処理によれば、秘密分散管理装置200の仮想領域上で生成された秘密情報等のデータセットがすべて(  $k, n$  )閾値法によりシェアとして分割され、記憶部220の第一のシェア222と記憶部310の第二のシェア315として保存される。そのため、データセットはシェアを復号しない限り復元できなくなる。また、シェアのバックアップをサーバー装置上に有するため、媒体の紛失時等においても、データセットの復元を行うための元データとなるシェアが失われて復元不能となることを避けられる。

10

【0106】

図9は、シェアテーブル更新処理のフローの例を示す図である。シェアテーブル更新処理は、シェア生成処理のステップS250、ステップS251において実施される。

【0107】

まず、第一のシェアバックアップサーバー装置500においては、シェア受信部521が第一のシェアの受信を完了すると(ステップS300)、テーブル更新部523が受信したシェアを第一のシェアテーブル515に追加する(ステップS310)。この際の処理は、上述のステップS250のとおりである。

20

【0108】

そして、テーブル更新部523は、所定の削除条件(例えば、3世代以前のバージョンは削除)を読み取り、第一のシェアテーブル515から削除対象のシェアのエントリを削除する(ステップS320)。

【0109】

同様に、第二のシェアバックアップサーバー装置600においては、シェア受信部621が第二のシェアの受信を完了すると(ステップS400)、テーブル更新部623が受信したシェアを第二のシェアテーブル615に追加する(ステップS410)。この際の処理は、上述のステップS251のとおりである。

30

【0110】

そして、テーブル更新部623は、所定の削除条件(例えば、3世代以前のバージョンは削除)を読み取り、第二のシェアテーブル615から削除対象のシェアのエントリを削除する(ステップS420)。

【0111】

以上が、シェアテーブル更新処理の流れである。シェアテーブル更新処理によれば、最新のシェアをシェアテーブルに格納するとともに、所定以上古いバージョンのシェアを削除して、シェアテーブルの肥大化を避けることができる。

40

【0112】

図10は、データセット復元処理のフローの例を示す図である。データセット復元処理は、秘密分散管理装置200の起動時、あるいは休止状態からの復帰時に開始される。

【0113】

まず、シェア収集部214は、第一のシェア222およびそのバージョン情報と、第二のシェア315およびそのバージョン情報とを、それぞれ記憶部220と記憶部310から取得する(ステップS100)。

【0114】

そして、シェア結合部212は、バージョンを確認する(ステップS110)。具体的には、シェア結合部212は、ステップS100において取得した第一のシェア222と

50

第二のシェア 315 のバージョン情報が一致するか否か判定する。

【0115】

バージョン情報が一致する場合（ステップ S110 にて「YES」の場合）には、生体情報照合部 215 は、利用者認証を行う（ステップ S120）。具体的には、生体情報照合部 215 は、生体情報読取装置 400 の生体情報取得部 410 に指示して生体情報を取得し、記憶部 220 の生体情報テンプレート 221 との一定以上の一致度を有する場合には利用認証を行い、そうでない場合には利用認証を行わない。

【0116】

利用認証を行った場合（ステップ S120 にて「YES」の場合）には、シェア結合部 212 は、第一のシェアと第二のシェアとを用いて復号し、データセットを復元させ、メモリあるいは記憶部 220 の仮想記憶領域に展開する（ステップ S130）。そして、データセット復元処理を終了させる。

10

【0117】

利用認証を行わなかった場合（ステップ S120 にて「NO」の場合）には、シェア結合部 212 は、起動失敗と判定する（ステップ S180）。シェア結合部 212 は、利用者に対し、運用スタッフに連絡する旨のメッセージを表示する等の処理を行う。そして、データセット復元処理を終了させる。

【0118】

バージョン情報が一致しない場合（ステップ S110 にて「NO」の場合）には、シェア収集部 214 は、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 と第二のシェアバックアップサーバー装置 600 との通信の接続を確認する（ステップ S140）。いずれかのシェアバックアップサーバー装置との通信が失敗する場合には、シェア結合部 212 は、起動失敗と判定する（ステップ S180）。シェア結合部 212 は、利用者に対し、運用スタッフに連絡する旨のメッセージを表示する等の処理を行う。そして、データセット復元処理を終了させる。

20

【0119】

そして、シェア収集部 214 は、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 あるいは第二のシェアバックアップサーバー装置 600 に、シェアのダウンロードを要求する（ステップ S150）。具体的には、シェア収集部 214 は、ステップ S100 にて取得した第一のシェア 222、第二のシェア 315 のうち、新しいバージョンを有するシェアに対応するバージョンの他のシェアのダウンロード要求を第一のシェアバックアップサーバー装置 500 あるいは第二のシェアバックアップサーバー装置 600 に送信する。ここで、シェア収集部 214 は、シェアに不足がある場合には、存在するシェアのバージョンを新しいバージョンのシェアとし、そのバージョンと合致する他のシェアのダウンロード要求を送信する。

30

【0120】

そして、第一のシェアバックアップサーバー装置 500 のシェア提供判定部 525 あるいは第二のシェアバックアップサーバー装置 600 のシェア提供判定部 625 は、ダウンロード要求で指定されたバージョンのシェアが存在するかどうかを、第一のシェアテーブル 515 あるいは第二のシェアテーブル 615 に問い合わせる（ステップ S160、S170）。存在した場合、シェア提供判定部 525 あるいはシェア提供判定部 625 は、該当するシェアを要求した秘密分散管理装置 200 の端末 ID について、失効とされているか否かを判定する。失効でない場合には、シェア送信部 524 あるいはシェア送信部 624 は、秘密分散管理装置 200 に送信する。シェアが存在しなかった場合、あるいは失効している端末 ID である場合には、シェア送信部 524 あるいはシェア送信部 624 は、その旨を秘密分散管理装置 200 に送信し、起動失敗処理（ステップ S180）に移る。

40

【0121】

なお、特権ユーザーがシェアの要求を行っている場合には、シェア提供判定部 525 あるいはシェア提供判定部 625 は、該当するシェアを要求した秘密分散管理装置 200 の端末 ID について失効とされている場合であっても、シェア送信部 524 あるいはシェア

50

送信部 624 に対して、秘密分散管理装置 200 あるいは特権ユーザー端末 700 にシェアを送信させる。

【0122】

以上が、データセット復元処理の流れである。データセット復元処理によれば、まずは秘密分散管理装置 200 の記憶部 220 および外部記憶媒体の記憶部 310 からシェアを取得してデータセットを復元することができる。適切なシェアが取得できない場合であっても、ネットワーク 150 を介してバックアップされたシェアを取得してデータセットを復元することができる。また、紛失等の事態が発生した場合には、データセットを復元するためのダウンロードを制限することができ、その場合であっても特権ユーザーからの要求であれば、ネットワーク 150 を介してバックアップされたシェアを取得してデータセットを復元することができる。

10

【0123】

以上が、本発明の実施形態にかかる業務システム 1 である。業務システム 1 によれば、(k, n) 閾値法による秘密分散管理において、(n - k) 個を越えるシェアの紛失があった場合に、正当な利用者であれば秘密情報を安全に利用できる

【0124】

本発明は、上記の実施形態に制限されない。上記の実施形態は、本発明の技術的思想の範囲内で様々な変形が可能である。例えば、上記の実施形態においては、利用認証は予め定められた生体認証を用いる例が示されているが、これに限られない。例えば、ワンタイムパスワード等、他のパスワード認証であってもよい。あるいは、SNS (Social Networking Service) 等の他の情報システムで登録されているアカウントを利用するものとすることもできる。

20

【0125】

また、上記した実施形態の技術的要素は、単独で適用されてもよいし、プログラム部品とハードウェア部品のような複数の部分に分けられて適用されるようにしてもよい。

【0126】

以上、本発明について、実施形態を中心に説明した。

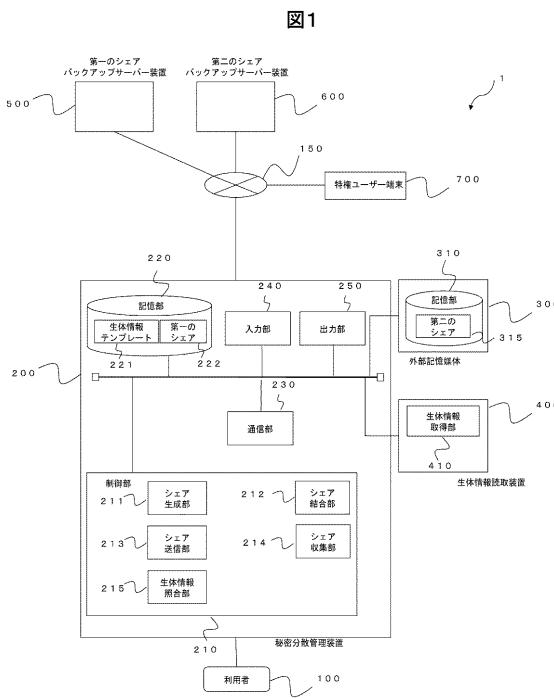
【符号の説明】

【0127】

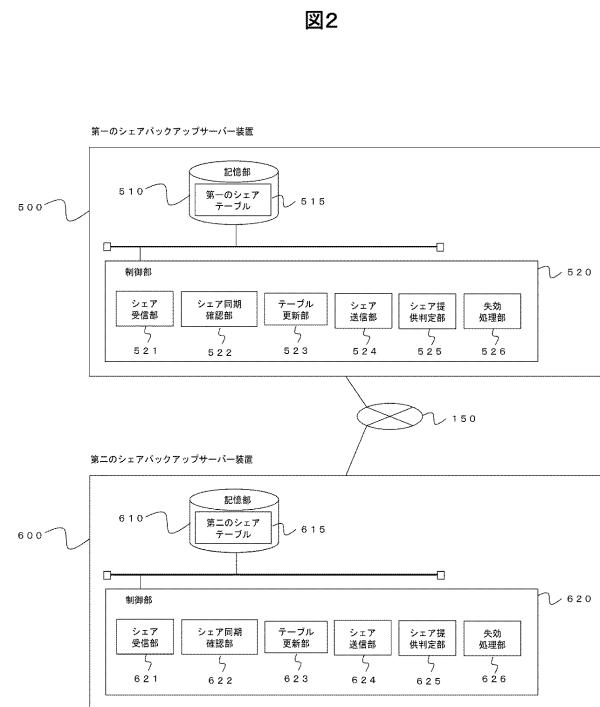
1 . . . 業務システム、100 . . . 利用者、150 . . . ネットワーク、200 . . .  
秘密分散管理装置、210 . . . 制御部、211 . . . シェア生成部、212 . . . シェア結合部、213 . . . シェア送信部、214 . . . シェア収集部、215 . . . 生体情報照合部、220 . . . 記憶部、221 . . . 生体情報テンプレート、222 . . . 第一のシェア、230 . . . 通信部、240 . . . 入力部、250 . . . 出力部、300 . . .  
外部記憶媒体、310 . . . 記憶部、315 . . . 第二のシェア、400 . . . 生体情報読み取り装置、410 . . . 生体情報取得部、500 . . . 第一のシェアバックアップサーバー装置、600 . . . 第二のシェアバックアップサーバー装置、700 . . . 特権ユーザー端末

30

【図1】



【図2】



【図3】

図3

第一のシェアテーブル515

515A	515B	515C	515D	515E
端末ID	失効	シェアのバージョン	更新日時	シェアバイナリデータ
00123456	0	5	2017/6/23 11:54	CB00D814A568DF40...
00123456	0	6	2017/6/24 17:27	12CB6E58AF8DD576...
00123456	1	7	2017/6/25 19:12	BB1E1E69633F1A9C...
98765432	0	2	2017/6/12 16:45	B622C45028299B6A...
98765432	0	3	2017/6/18 20:21	8643A74EF44BE4E1...
:	:	:	:	..
:	:	:	:	..

図4

第二のシェアテーブル615

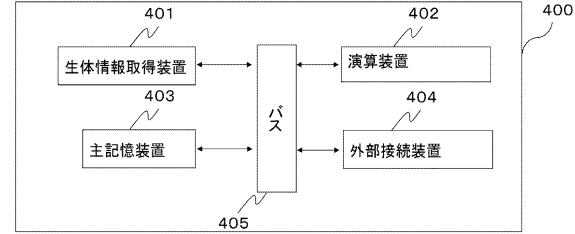
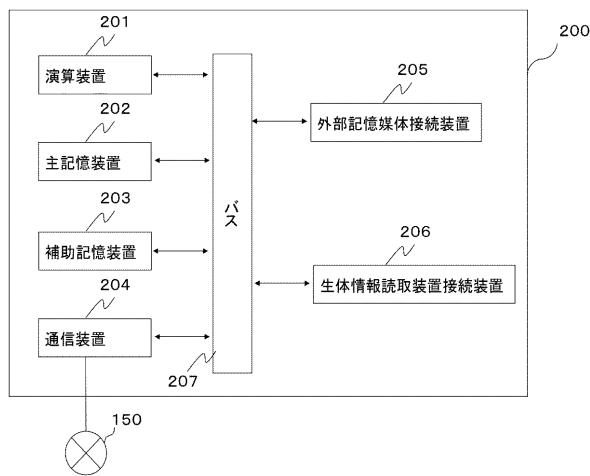
615A	615B	615C	615D	615E
端末ID	失効	シェアのバージョン	更新日時	シェアバイナリデータ
00123456	0	5	2017/6/23 11:54	34DB75AC004B9863...
00123456	0	6	2017/6/24 17:27	51E68D67AB342153...
00123456	1	7	2017/6/25 19:12	23456789ABCDEF01...
98765432	0	2	2017/6/12 16:45	77FB80381C459DF...
98765432	0	3	2017/6/18 20:21	6448DFD9F4F6E9D3...
:	:	:	:	..
:	:	:	:	..

【図5】

【図6】

図5

図6

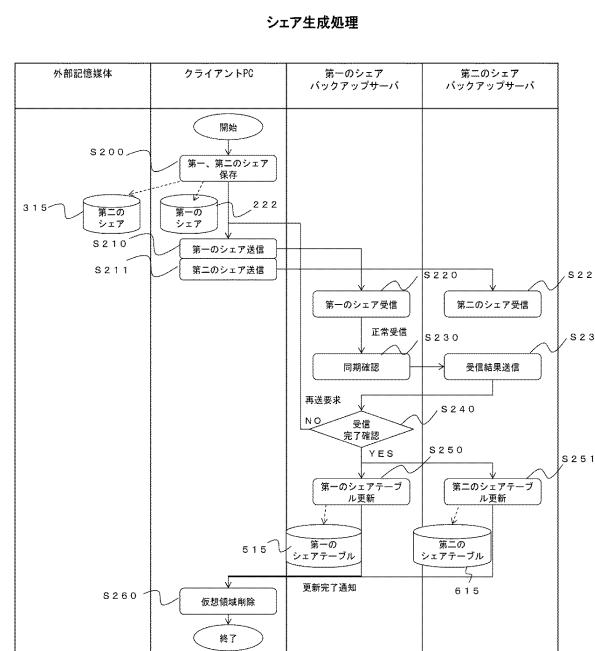
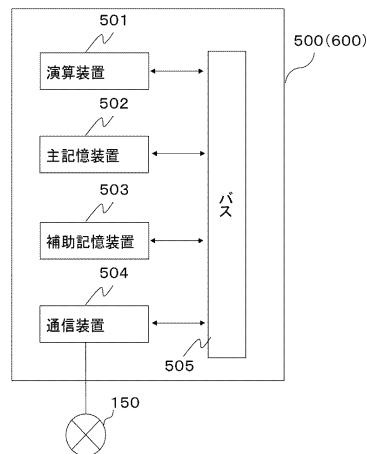


【図7】

【図8】

図7

図8

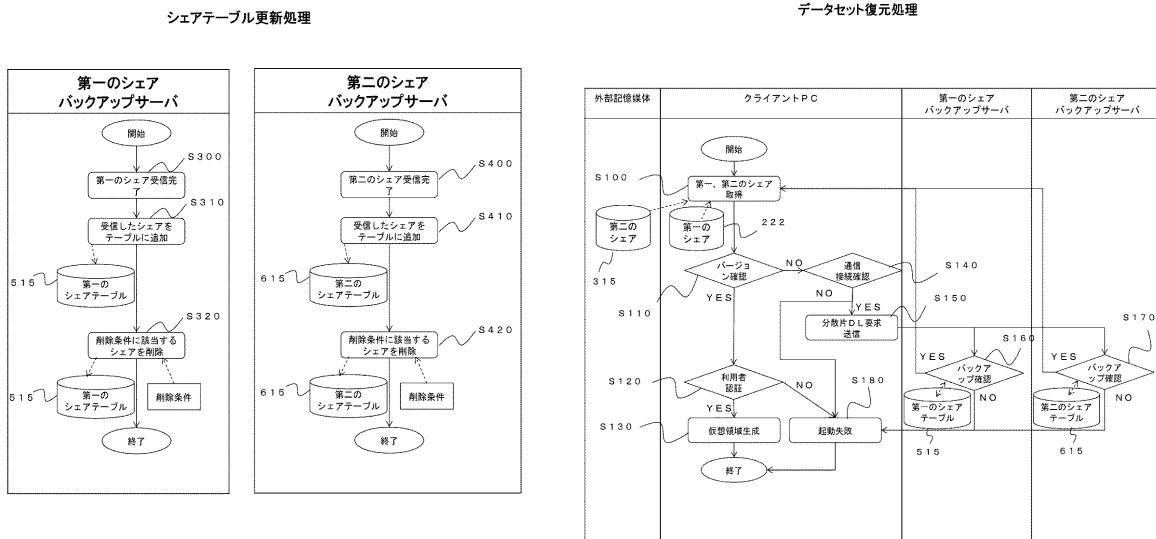


【 図 9 】

【図10】

9

図10



---

フロントページの続き

(72)発明者 高 村 啓輝

東京都品川区大崎 1 - 2 - 1 株式会社日立システムズ内

F ターム(参考) 5J104 AA07 AA16 EA02 EA04 EA08 EA13 EA16 KA01 KA16 NA02  
PA07